

基本政策 1

自治力の拠点づくり

■基本施策1 効率的で温かみのある市役所の創造

(1) 取り組み状況と成果

① 行政運営の効率化

○ 行財政改革大綱および実施計画による行政改革の推進

- ◇ 「第1次行財政改革大綱・実施計画」に基づき、市単独補助金の見直しや使用料の見直しなど実施計画に定められた63項目について取り組みました。

○ 職員数の適正化

- ◇ 「中央市集中改革プラン」および「中央市定員適正化計画」に基づき、新規職員採用の抑制や事務事業の見直しなど計画的な職員数の管理により、平成19年度の職員数257人に対して平成24年度は8人減の249人となっています。

○ 公共施設の体系的な見直し

- ◇ 「公の施設等検討委員会」を設置し、当委員会を中心に各公共施設のあり方等について検討を行い、平成23年度までに2施設が廃止と判断されました。
- ◇ 市役所庁舎については、市の職員による「庁舎に関する内部検討委員会」および学識経験者、自治会・各種団体代表、公募委員等で構成する「中央市庁舎に関する市民検討委員会」により市民サービス・経済性・効率性・施設の現状などを踏まえ、総合的な見地から協議・検討を行い、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」の構築との方向性が示されました。

② 職員の意識改革・能力向上

○ 職員研修の充実

- ◇ 毎年度、職員研修計画を策定し、山梨県市町村職員研修所主催の階層別の研修を中心に職員研修への参加を促すとともに、市独自に階層別研修を計画・実施し、職員研修内容の充実、職員の能力向上に努めました。

○ 視野の広い職員の育成

- ◇ 地方公共団体を中心に人事交流を実施し、視野の広い職員の育成に努めました。

○ 職員の専門性の強化

- ◇ 設計業務等を行う土木職の職員、介護保険やその他の福祉サービスの総合的な相談・支援を行う社会福祉士といった専門職員を採用・育成し、専門性の強化を図りました。

③ 財政運営の健全化

○ 事務事業の選択と集中

- ◇ 職員の仕事に対する意識改革、効率的な施策推進を図るため、行政評価[※]制度（事務事業評価）を導入し、一定の成果を得ました。

○ 財政の透明化

- ◇ 毎年、市の財政状況について公表を行うとともに、財務書類4表[※]を導入し公表を行う等、財政の透明化を図っています。

○ 歳入の確保

- ◇ 起債にあたっては、地方交付税措置のある有利な制度の活用を基本に、一般財源の負担軽減に努めました。
- ◇ 内部管理経費については、「中央市経費節減対策マニュアル」に基づき、削減に努め、東日本大震災を契機に、節電への取り組みを強化し、電力使用量の削減を実現しました。
- ◇ 公共施設の使用料については、「中央市公の施設等内部検討委員会」、「中央市公の施設等市民検討委員会」において受益者負担の原則のもと料金改定を行いました。
- ◇ 税等の滞納対策強化として、収納課を税務課へ統合し、課税から収納・整理までを一環して行う体制を整え徴収強化を図るとともに、使用料等を含め市民が納めやすい納付方法として「コンビニ収納」を導入し、納付機会の増加、利便性の向上を図りました。
- ◇ 市の自主財源の確保策として、「中央市広告掲載要綱」を策定し、市ホームページにおいて、バナー広告を募集し、広告料を得ています。

④ 民間活力の活用

○ 公的施設の建設・管理運営方法の改善

- ◇ 公共施設の管理運営については、「公の施設等検討委員会」で統廃合を含めさまざまな方向から検討を行っています。
- ◇ 指定管理者制度の導入効果については、市民サービスの向上につながっていると評価されました。また、指定管理者制度を導入していないその他の公共施設についても、関

※行政評価 政策や事務事業等の行政活動について、一定の基準により必要性や効率性を客観的に評価し、その結果を改善に結びつける手法のことです。
 ※財務書類4表 企業並みの会計を目指して自治体が作成する財務内容を示す4つの資料。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種を指します。

係課からの意見収集を行う等、検討を重ねましたが、導入による効果が期待できない、もしくは効果が薄いと結論に至っています。

⑤ 市民サービスの充実と効率化

○ 窓口サービスの充実

- ◇ 英語・ポルトガル語・中国語による業務案内板の設置およびポルトガル語通訳の配置により、外国籍住民のニーズに対応しました。
- ◇ 窓口へのローカウンターの導入や、ロビーへのベビーベッドの設置などにより、市民の誰もが安心して相談や手続きができるような環境整備を行いました。また、窓口アンケートを実施して、その結果を職員に周知し、接遇の向上に努めました。

○ 公共施設の利便性の向上

- ◇ 増大する市民ニーズに対し、より迅速・柔軟・確実に対応するため、機構改革を実施して市民サービスの提供体制を改善しました。

⑥ 業務の効率化

○ 電子自治体の推進

- ◇ 「やまなしくらしねっと」において住民票の写し等の交付申請などについて、電子申請等の運用を開始し、市ホームページへのバナー広告掲載など利用促進を図り、電子申請の利用率向上を達成しました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、市民は「行財政改革の推進」を重要視しており、一方でその満足度は依然として高いとは言えない水準にとどまっています。このため、アンケート結果を踏まえ、重点的に行財政改革を推進し、市民の期待に応えていく必要があります。
- ◆ 地方分権の進展に伴い事務量は増加し、住民ニーズも多様化する一方で、本市の財政状況は年々厳しさを増しています。歳入面では、長引く景気低迷、雇用情勢の悪化等を要因に、市税の徴収率は低下し、今後の回復についても不透明な状況であり、これ以上の負担増は困難というのが市民の声の大勢を占めています。歳出面では、人口の高齢化に伴う社会保障関連経費の増大などが避けられず全体的な歳出抑制が困難な状況です。今後は、財政運営の透明化を推進し、限られた予算をより一層効率的に活用して市民サービスの維持を図ることはもと

より、行政の役割を見直し、住民自らの力や民間活力を活用する視点も必要不可欠となっています。

- ◆ 市では、「第1次行財政改革大綱・実施計画」に基づく諸改革の推進により、一定の成果を上げてきましたが、徴収率の向上など一部の項目については今後の重要な課題となっています。これまでの改革の歩みを止めることがないよう、より一層効率的かつ効果的な行財政運営が求められています。
- ◆ 事務事業の成果、達成状況の把握、整理統合や職員の仕事に対する意識改革を目指し、行政評価制度（事務事業評価）を導入していますが、内部の職員による評価にとどまっているため、今後は市民と一体となった市民参加・市民目線での評価が必要となっています。
- ◆ 市が住民に最も身近な自治体として、困難な時代にあっても引き続き市民の暮らしを守っていくためには、職員一人ひとりが行政のプロとして意識改革と能力向上に取り組むことが必要であり、組織的な人材育成の推進が求められています。
- ◆ 市庁舎については、合併協定項目に基づく暫定的な措置として、田富庁舎を本庁舎とする分庁舎方式を採用しています。「中央市庁舎に関する市民検討委員会」での議論の結果、今後の庁舎のあり方について「1本庁舎2支所体制」との方向性が示されました。今後の庁舎統合に向けて、同委員会からの意見を踏まえ、市民サービスの維持向上、庁舎の位置、財源、市民意識の醸成等、総合的な視点に基づき、指針や計画の策定が必要です。
- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、「公共サービスの担い手を行政以外へ拡大していくべき」との意見が大勢を占めています。本市では、指定管理者制度を導入するなど、協働による行政サービスの向上を実施していますが、引き続き、民間活力の活用の視点での検討が必要となっています。
- ◆ 市役所に対する住民ニーズが多様化する中、夜間や休日における開庁や行政手続きのオンライン化、ワンストップ化、待ち時間の短縮化などが求められています。また、パソコンなどの情報機器やセキュリティの優れたICカードなどを活用しての利便性の向上や事務の効率化などに期待が寄せられています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 行政運営の効率化

○ 行財政改革の推進

これまでの実績を踏まえて策定した、本市における行財政改革の中核となる指針「第2次行財政改革大綱・実施計画」に基づき、計画的に行財政改革に取り組みます。また、年度ごとに進捗状況を検証し、その結果を公表するなど、全項目の目標達成に向けて取り組みを行います。

- 第2次行財政改革大綱・実施計画の推進
- 年度ごとの検証および進捗状況の公表

○ 職員数の適正化

地方分権の進展に伴う今後の事務量の増大を考慮しつつ、事務事業の改善、見直しを行い、適正な職員数を把握し、計画的に職員数の適正化を進めます。

- 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

○ 公共施設の体系的な見直し

老朽化した施設や類似する施設について、整理統合を視野に見直しを行います。また、市庁舎のあり方については、市民検討委員会の答申を踏まえ、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」について、市民サービスの維持向上、人的・財政的効率化など、総合的な視点から具体的な検討を行います。

- 各公共施設のあり方等の検討
- 市庁舎整備に関する基本構想および基本計画の策定

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
行財政改革大綱・実施計画の達成割合	行財政改革大綱・実施計画に定められた項目のうち目標を達成した割合	計画期間終了年度までに、全項目の目標達成を目指す。	—	—	88.9%	H23	100.0%	H29
職員数	全職員数	中央市定員適正化計画に基づき、計画的に削減を進め、計画期間終了年度には244人を目指す。	257人	H19	249人	H23	244人	H29

② 職員の意識改革・能力向上

○ 職員研修の充実

地方分権の進展に伴い、求められる市職員の資質・能力向上に向けて職員研修プログラムを充実させ、市独自の研修を強化します。

- 職員研修プログラムの充実
- 市独自の職員研修の実施

○ 視野の広い職員の育成

他機関や民間企業との交流を計画的に実施し、視野の広い職員の育成に努めます。

- 他機関との職員交流の推進
- 民間企業との短期人事交流の推進

○ 職員の専門性の強化

職群、職種別などの区分に応じた複線型人事制度の導入について検討を行い、エキスパート（専任職）としての職員のキャリア形成の選択を可能にすることにより専門性の強化を図ります。あわせて、資格等を必要とする専門職員の採用についても計画的に実施していきます。

- 複線型人事制度の導入検討
- 専門職員の計画的な採用

○ 人事評価制度の導入

人事評価と職員研修との連携を図ることにより、地域固有の政策課題や多様化する住民ニーズに対応できる、自ら考え行動する職員の育成を図ります。

- 人材育成型人事評価制度の導入

③ 財政運営の健全化

○ 事務事業の選択と集中

今後も引き続き、行政評価（事務事業評価）を通じて行政活動の成果や有効性等を精査し、優先順位を検討するなど、事務事業の選択と集中を進めます。また、行政評価（事務事業評価）への市民参加など外部評価手法を導入し、評価結果についても公表を行います。

- 行政評価の実施
- 行政評価（事務事業評価）への外部評価手法の導入検討、評価結果の公表

○ 財政の透明化・適正化

公会計制度改革に伴う財務書類4表、健全化判断比率および資金不足比率や、市の財産や借入金の状況等を表す財務関連資料などについて、市ホームページや広報紙により公表し、財政の透明化および適正化を図ります。

- 市の財務関連資料の作成、公表
- 新地方公会計制度への対応

○ 歳入の確保

起債にあたっては、今後も地方交付税措置のある有利な制度の活用を基本とし、一般財源の負担軽減に努めるとともに、発行額の抑制にも努めます。

市の内部管理経費については、「中央市経費節減対策マニュアル」に基づき、より一層の削減を推進します。公共施設の使用料についても、受益者負担の観点から、引き続き検討を行います。

市税や使用料・手数料の一部はコンビニ収納が可能になっていますが、さらに納付方法の選択肢を増やし納めやすい環境を提供することで、利便性の向上と徴収率向上を目指します。

また、税等の滞納対策を強化し、市民の納めやすい納付方法を引き続き検討していきます。自主財源確保策については、市の資産の広告媒体としての活用を推進するとともに、新たな自主財源についても検討を行っていきます。

- 起債時における有利な制度の活用、起債発行額の抑制
- 内部管理経費の削減推進
- 税等の滞納対策強化
- 市民の納めやすい納付方法の検討
- 自主財源確保策の推進、検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
経常収支比率	経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源 + 臨時財政対策債 + 減税補てん債) × 100	一時的に悪化が予想されるものの、計画期間終了年度には前期計画策定時点の水準を目標とする。	80.5%	H18	82.4%	H23	80.0% 未満	H29
実質公債費比率	自治体収入に対する借金返済額の比率	一時的に悪化が予想されるものの、計画期間終了年度には前期計画策定時点の水準以内を目指す(数字としては少なくする)。	16.0%	H18	14.2%	H23	15.0% 未満	H29
市税徴収率	市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の現年度分徴収率	現況値から年間あたり約0.1～0.2ポイントの増加を目指す。	97.5%	H18	97.5%	H23	98.3%	H29

④ 民間活力の活用

○ 公的施設の管理運営方法の改善

指定管理者制度を導入している施設に対して、適切なサービスが提供されているかモニタリングを実施し、住民サービスの向上や運営経費のさらなる縮減を促します。その他の公共施設についても、指定管理者制度、PFI^{*}導入など、民間活力の活用が可能であるか、引き続き検討を行います。

指定管理者に対するモニタリングの実施

民間活力の活用方法の検討

○ アウトソーシングの検討

NPO、市民団体との連携について検討していきます。

NPO、市民団体との連携検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
指定管理者制度導入施設に対する満足度	指定管理者制度導入施設利用者アンケート、満足度	-	-	-	75.0%	H23	85.0%	H29

^{*}PFI Private Finance Initiativeの頭文字をとった語。公共施設の設計、建設、維持管理、運営を民間の資金とノウハウ、技術力を活用して行う手法のことです。

⑤ 市民サービスの充実と効率化

○ 窓口サービスの充実

窓口事務において職員の適正な配置を行うとともに、障がい者や高齢者、子ども連れの市民など誰もが窓口サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。また、外国籍住民のためのポルトガル語・英語等での表記、ポルトガル語通訳による行政サービスの手続説明や案内の実施などにより、窓口サービスの充実を図ります。さらに、オンライン化、ワンストップ化、待ち時間の短縮化などの検討を行います。

また、窓口サービスの向上のため、自動交付機で交付できる証明書の種類の拡充および共通番号制度※導入後の新たなICカードを利用したコンビニ交付の導入について、利用状況や必要性の検証、導入時期や運用にかかるコストの試算等、調査検討を継続していきます。

- 誰もがサービスを利用しやすい庁内環境の整備
- 外国語によるサービス案内の充実
- 自動交付の拡充やコンビニ交付の導入に係る調査検討

○ 公共施設の利便性の向上

市民が利用しやすい運営体制の見直しを行います。

- 公共施設の運営体制の見直し

○ ペイジー・クレジット決済導入検討事業

市税や使用料・手数料はコンビニエンスストアからの納付が可能になっていますが、さらに納付方法の選択肢を増やし納めやすい環境を提供することで、利便性の向上と徴収率向上を目指します。

- ペイジー(税や公共料金などの支払いをパソコンや携帯電話、ATMから行うことができるサービス)やクレジットカードによる納付が可能な仕組みの検討

※共通番号制度 住民基本台帳ネットワークをもとに国民一人ひとりに番号を付け、年金、医療保険、介護保険の社会保障分野と国や地方の税務分野等の利用情報を結び付ける制度です。

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
住基カードの交付件数	住基カードの累計交付件数	年間発行枚数約120枚を計画期間終了年度まで維持する。	110枚	H18	1,313枚	H23	2,000枚	H29

⑥ 業務の効率化

○ 電子自治体の推進

共通番号制度導入後の新たなICカードの多目的利用を検討し、カードの利便性を高めることで電子申請の普及拡大につなげます。

電子申請を普及させることにより、市民や事業者の利便性の向上と行政手続きにおける負担軽減を図り、あわせて行政事務の効率化を実現します。

- 共通番号制度導入後の新たなICカードの多目的利用の検討
- 電子申請の普及拡大

○ 行政事務の情報化の推進

庁内で行われている各種行政事務の改善と積極的な情報化を推進し、電子的な情報連携による事務・事業の効率化を図ります。また、情報システム等を活用し、効率的かつ良質な行政サービスの提供を目指します。

情報機器や各種システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティング※などの新技術の動向や共同化等について検証し、セキュリティの確保と、経費節減につながるシステムの導入を検討します。

- 庁内情報機器の計画的な更新
- 庁内各システムの更新検討
- 統合型GIS※の構築
- 山梨県情報ハイウェイの利用の検討

※クラウドコンピューティング インターネット等のネットワークをベースとしたコンピュータの利用形態。手元のコンピュータでソフトウェアやデータを管理するのではなく、インターネット経由でサービスとして利用する方式を言います。

※統合型GIS 自治体等が所有する地図情報（道路、上下水道、農地等）を統合・電子化し、一元的に管理することで、庁内全体でのデータ共用を可能にする仕組みを言います。

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
電子申請・届出等、システム業務数	電子申請・届出等システムの取扱業務件数(累計)	県内市町村情報担当職員で構成する電子自治体の推進に関する研究会の検討結果などを基に、他市町村と歩調をあわせつつ、業務数の拡大を目指す。	39件	H18	43件	H23	70件	H29
電子申請・届出等、システム利用率	手続総件数に対する電子申請・届出等システムの利用割合	手続総件数に対して、2割程度の利用を目指す。	0.3%	H18	15.7%	H23	20.0%	H29

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
行財政の改革についての満足度	市民アンケート、満足度	—	32.0%	H18	41.4%	H23	50.0%	H29



■基本施策2 住民参加のまちづくり

(1) 取り組み状況と成果

① 住民参加のまちづくり

○ 市民と行政の協働の推進

- ◇ 「市民と市長の対話室」により市民との対話を進め、「市役所出前講座」では、自主防災会長を対象とした防災講習会を開催するとともに、「自治会長会議」を毎年開催するなど、市民との協働による自治体運営を行いました。
- ◇ 合併5周年を機に、「長い歴史と自然の恵みにはぐくまれた郷土を愛し、心温かく希望にあふれるまちを築く」ことを目的に、文案公募により「市民憲章」を制定しました。

○ 市ホームページによる情報発信の充実

- ◇ 市ホームページのリニューアルにより、行政情報発信体制を強化し、「市長への手紙」、「お問い合わせフォーム」を設ける等、双方向の情報のやり取りにより、市民ニーズの把握に努めました。さらに、住民の意見提出制度（パブリックコメント）を導入するとともに、市ホームページでの掲載、公表を積極的に行いました。

② 男女共同参画社会の推進

○ 男女共同参画への意識啓発

- ◇ 「拓け中央輝きプラン」に基づき、市三大まつり等での男女共同参画に関する啓発活動を通じて、あらゆる世代に対し男女共同参画の意識啓発を行いました。

○ 民間との連携による男女共同参画の実現

- ◇ 一部の自治会、事業所に対して、地域へ出向いての意識啓発を行いました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、今後の公共サービスの担い手について「行政以外へ拡大していくべき」との意見が全体の7割程度と多数を占めています。地方分権の進展により地域が自ら考え、決断していくことが求められています。市民参加や協働など、自治体運営の担い手それぞれの役割を明確にし、住民参加のまちづくりを着実に推進していく必要があります。

- ◆ 同アンケートによれば、今後、参加・協力してもよいと考える公共的活動では、「住みよいまちづくりのための美化活動」、「災害時などの救援活動」が多数となりました。住民主体のまちづくりをより活発なものとするため、今後も継続的に市民の声を聴き、意見交換、情報提供など、行政のさらなる取り組み・支援が必要です。
- ◆ 男女の性別を問わず、誰もがその能力に応じて地域づくりや経済活動に取り組み、効率的で豊かな社会を形成するためには、男女共同参画社会への転換が不可欠です。本市における平成23年度の各種審議会、委員会への女性委員の登用率は平均24.8%で、計画当初の17.4%から着実に伸びてはいますが、さらなる登用率の向上に向け、引き続き「拓け中央輝きプラン」に基づく取り組みが求められています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 住民参加のまちづくり

○ 市民と行政の協働の推進

市民自ら自治意識を持ち、主体的に自治活動が行えるよう情報提供を行うとともに、自治会など自治組織の活性化に向けた一定の予算提供など、引き続き支援を行っていきます。特に、市民ニーズの高い自主防災活動については、市民が気軽に参加しやすい講座、訓練を実施するなど、支援していきます。

市民の自治意識に対する啓発を図るとともに、開かれた自治の実現に向けて情報公開を積極的に行います。また、市民との対話（タウンミーティング）により意見交換を行うなど、双方向での情報共有を進め、市民との協働による自治体運営を行っていきます。

また、住民参加のまちづくりを着実に推進するため、まちづくりに関する基本方針等の制定を検討します。

- 自治組織に対する支援
- 市民の自治意識向上の啓発促進
- 双方向での情報共有化の推進
- 協働のまちづくり基本方針の検討

○ 市ホームページによる情報発信の充実

住民の意見提出制度（パブリックコメント）など、市ホームページを活用した積極的な情報公開を引き続き進め、多くの有益な情報を発信するとともに、住民ニーズの把握に努めます。あわせて、情報伝達手段の多様化についても検討を行います。

- 市ホームページを活用した情報公開、情報発信の推進
- 情報伝達手段の多様化に向けた検討

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
市ホームページのアクセス数	年間アクセス数	計画期間終了年度までに、現況値の約19%の増加を目指す。	207,145件	H18	673,878件	H23	800,000件	H29
住民参画の推進に対する満足度	市民アンケート、満足度	-	44.5%	H18	53.1%	H23	60.0%	H29

② 男女共同参画社会の推進

○ 男女共同参画への意識啓発

男女共同参画に関する講座や学習会の開催など、意識啓発・教育を推進します。また、こうした講座や学習会などへの参加者を中心に、審議会や各種委員への女性委員の登用を進め、男女の性別を問わず、住民の意見を積極的にまちづくりへ反映させていきます。

- 男女共同参画に関する講座、学習会の開催
- 審議会、委員会への女性登用率の向上

○ 民間との連携による男女共同参画の実現

企業・自治会等との連携を強化し、女性の働きやすい職場の実現や男性の育児休暇の取得の促進、地域における固定的な性別役割分担の改善などを図り、お互いの個性や能力を尊重し、男女がともに協力して地域づくりに参加できる活力のある社会を目指します。

- 企業や自治会向けの学習会・啓発活動の推進
- 中央市男女共同参画委員会への支援

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
審議会、委員会等への女性登用率	総委員数に占める女性の割合	計画期間終了年度に国の目標値である30%の達成を目指す。	17.4%	H18	24.8%	H23	30.0%	H29
男女共同参画推進の満足度	市民アンケート、満足度	-	49.0%	H18	56.6%	H23	60.0%	H29

■基本施策3 多様な文化とのふれあい

(1) 取り組み状況と成果

① 多文化共生施策の推進

○ 情報の多言語化の推進

- ◇ 市ホームページおよび中央市生活便利帳「くらしのガイドブック」について、英語、ポルトガル語への対応を行うとともに、市国際交流協会が毎月発行しているポルトガル語版広報紙「まなか(JORNALZINHO DE MANAKA)」について、発行の支援を行っています。

○ 日本語・日本文化の学習支援

- ◇ 市国際交流協会が主催する日本語教室への支援を継続して行っています。

○ 関係機関の連携の強化

- ◇ 行政機関、学校、市国際交流協会との連携の強化を図りました。

② 国際交流の推進

○ 友好都市交流等の推進

- ◇ 友好都市である中華人民共和国四川省都江堰市の中学生が本市を訪問し、市内中学生などとの交流を行いました。

○ 国際的意識の啓発

- ◇ 市内のイベントに参加し、他国の食べ物の販売、レクリエーションへの参加などを通じて国際交流に対する啓発を行いました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 本市の外国籍住民の登録者数は、5年前の2,239人（平成19年3月末、人口の約7%）から、1,665人（平成24年3月末、人口の約5.3%）と減少傾向にあるものの、依然高い割合となっています。

- ◆ 外国籍住民が多い地域特性を活かし、多様な文化を理解することで豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めるとともに、外国籍の住民に対して、市国際交流協会やNPO等の関係団体と連携を図りながら、情報の多言語化や日本語・日本文化の学習支援を効果的に行うことが必要となります。また、住宅管理者、就労雇用者、自治会等に対して、理解・協力を求め、外国籍住民の受け入れ態勢の整備など、地域に溶け込めるようなサポート体制の整備も必要です。
- ◆ 外国籍住民の中には日本語が不自由な住民も多く、意思の疎通や行政情報の伝達が課題となっています。日常生活に関わる情報から災害時など緊急時まで、多言語による情報提供が求められています。
- ◆ 本市は、甲斐市、南アルプス市、昭和町とともに、中華人民共和国四川省都江堰市と友好都市提携を行い、友好的な交流と協力を目指しています。また、平成19年1月には市民の国際的な視野を広げるために、「中央市国際交流協会」が設立され、各国とのさまざまな分野での交流を通じて、友好を深めてきました。今後も、豊かな人間性と国際意識を備えた人材を育成するため、引き続き友好都市を中心とした交流事業の推進が求められています。
- ◆ 市国際交流協会では、相互理解と友好を深めるために、日本語教室、市三大まつりへの参加などの事業を実施していますが、協会の会員数は伸び悩んでいます。市民の国際意識の高揚を促すとともに、会員の拡充が課題となっています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 多文化共生施策の推進

○ 情報の多言語化の推進

ポルトガル語・英語等を中心に、行政情報の多言語化を推進し、広報紙・市ホームページ等による多言語生活情報の提供の拡充を図ります。特に、災害時や緊急時等、有事を想定した情報提供体制の整備に努めます。

平時から緊急時まで行政情報の多言語化の推進

○ 日本語・日本文化の学習支援

市国際交流協会で開催する日本語教室や日本の文化・生活習慣講座等の事業への支援を引き続き行います。また、外国籍児童への学習支援の強化について検討を行います。

日本語などの学習支援

○ 地域社会に対する意識啓発

多文化共生について理解と協力が得られるよう、意識啓発のための学習会等を開催します。

多文化共生に関する意識啓発

○ 外国籍住民の社会参画

外国籍住民の自治会への参加を促します。

外国籍住民の自治会参加促進

○ 関係機関の連携の強化

行政機関、学校、国際交流協会、NPO、NGO^{*}、その他の民間団体等と連携を図り、国際交流のネットワークを強化します。

関係機関とのネットワーク強化

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
多文化共生学習会の開催数	学習会の年間開催回数	計画期間終了年度までには、年間2回の開催を目指す。	0回	H19	0回	H23	2回	H29

^{*}NGO Non-Governmental Organization、非政府組織の略。環境問題や人権問題、発展途上国支援などの分野で、政府から離れた立場で国際協力に携わる民間団体を指します。

② 国際交流の推進

○ 友好都市交流等の推進

友好都市である中華人民共和国四川省都江堰市との友好親善を図る中で、市内中学校と都江堰市内中学校との学校間交流を進めます。また、中学生を対象に海外語学研修事業を実施し、国際感覚を備えた人材の育成を図ります。

- 友好都市との交流推進
- 外国語研修事業の実施

○ 国際的意識の啓発

市国際交流協会をはじめとする関係団体との連携を図りながら、国際交流イベントや学習会等を積極的に開催します。これにより、市民の国際的な意識の啓発に努めます。

- 関係団体と連携した活動の推進

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
国際交流イベントへの参加者数	国際交流事業への年間参加者数	前期計画策定時から、100人の増加を目指す。	350人	H19	255人	H23	450人	H29
市国際交流協会の会員数	市国際交流協会の登録会員数	現況値から年間あたり4人程度の会員の増加を目指す。	81人	H18	76人	H23	100人	H29

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義		前期計画策定時		現況値		目標値	
			値	年度	値	年度	値	年度
多文化交流・地域間交流についての満足度	市民アンケート、満足度	—	45.9%	H18	56.4%	H23	70.0%	H29